

気象業務法に定める技術上の基準、観測種目及び検定が必要な測器の種類と有効期間

観測種目	気象業務法施行規則第一条の三 (気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準)		気象業務法施行規則 第一条の四 (技術上の基準に従わねばならない観測種目)	気象業務法 第九条 (観測に使用する気象測器:検定合格)別表	気象測器検定規則 第二条 (気象測器の種類)	気象測器検定規則 第十五条 (検定の有効期間)	備考
	手段	最小位数	観測種目	測器名	気象測器の種類	検定の有効期間	
一 気圧	気圧計(自由大気にあつては、ラジオゾンデ等)を用いて、ヘクトパスカルで測定する。	一ヘクトパスカル	イ 気圧	気圧計	電気式気圧計 液柱型水銀気圧計 アネロイド型気圧計 ラジオゾンデ用気圧計	定めていない(無期限) 五年 五年 一年	
二 気温	温度計又は気温を測ることのできる湿度計(自由大気にあつては、ラジオゾンデ等)を用いて、度(摂氏)で測定する。	一度	ロ 気温	温度計	ガラス製温度計 金属製温度計 電気式温度計 ラジオゾンデ用温度計	定めていない(無期限) 定めていない(無期限) 定めていない(無期限) 一年	気象業務法施行規則 第一条の三 第2項 金属製温度計を用いるときはガラス製温度計と、毛髪製湿度計、露点式湿度計又は電気式湿度計を用いるときは乾湿式湿度計と随時比較点検しなければならない。
三 削除							
四 露点温度	湿度計を用いて、度(摂氏)で測定する。	一度		湿度計	乾湿式湿度計 露点式湿度計 電気式湿度計	定めていない(無期限) 定めていない(無期限) 定めていない(無期限)	
五 相対湿度	湿度計(自由大気にあつては、ラジオゾンデ等)を用いて、パーセントで測定する。	一パーセント	ハ 相対湿度	湿度計	乾湿式湿度計 毛髪製湿度計 露点式湿度計 電気式湿度計 ラジオゾンデ用湿度計	定めていない(無期限) 定めていない(無期限) 定めていない(無期限) 定めていない(無期限) 一年	
六 風							
イ 風向	風向計(自由大気にあつては、測風気球等)を用い、又は目視により、十六方位又は八方位(自由大気にあつては度)で測定する。	自由大気にあつては一度	ニ 風向				
ロ 風速	風速計(自由大気にあつては、測風気球等)を用いて、メートル毎秒で測定する。	一メートル毎秒	ホ 風速	風速計	風杯型風速計 風車型風速計 超音波式風速計	五年 五年 定めていない(無期限)	
ハ 風力	目視により、気象庁風力階級表を用いて、測定する。						
七 降水量	雨量計又は雪量計を用いて、ミリメートルで測定する。	一ミリメートル(注)	ヘ 降水量	雨量計	貯水型雨量計 " (自記式のものに限る) 転倒ます型雨量計	定めていない(無期限) 五年 五年	注)降水量の観測を行う場合であつて一ミリメートルの観測値が得られないような雨量計又は雪量計を用いても当該観測の目的が達することができるときにおける最小位数は十ミリメートル
八 積雪の深さ	雪量計を用いて、センチメートルで測定する。	一センチメートル	ト 積雪の深さ	雪量計	積雪計	定めていない(無期限)	気象業務法施行規則 第七条 雪尺、積雪板並びに一目盛の値が降水量十ミリメートル以上を表す雨量計及び雪量計については検定は不要。
九 雲							
イ 雲量	測雲器を用い、又は目視により、十分比で測定する。						
ロ 雲形	目視により、気象庁雲形種類表を用いて、測定する。						
ハ 雲の高さ	測雲器若しくは測雲気球を用い、又は目視により、メートルで測定する。	百メートル					
ニ その他の状態	目視により、気象庁雲の状態種類表を用いて、測定する。						
十 視程	視程計を用い、又は目視により、気象庁視程階級表を用いて、測定する。		チ 視程				
十一 日照時間	日照計又は日射計を用いて、時で測定する。	〇・一時	リ 日照時間				※技術上の基準に従った観測を行う場合、日照計・直達電気式日射計については、検定を受ける義務はありませんが、測器の精度を確保する上で検定を必要とする場合は、気象業務法第四十三条により、気象庁に要請して、検定を受けることができます。(委託検定)
十二 日射量	日射計を用いて、メガジュール毎平方メートルで測定する。	〇・一メガジュール毎平方メートル	ヌ 日射量	日射計	電気式日射計	五年	
十三 天気	目視及び聴音により、気象庁天気種類表を用いて、測定する。						